

天保 義學 京都の教諭所につきて（中）

徳重淺吉

一三

さて今度即ち天保十一子年八月再興せられた本教諭所は勿論新築であるが、何分七月許可があつて「其後普請出來」し、八月二十一日には開講したといふのであるから、先づさう立派なものではなかつたであらう。然し京中の心學講社が後援し、その背後にある豪商達をはじめ各町の寄附や官邊の盡力もあつたので、後日の役にも立つやう相當のことはしてあつたと見ねばならぬ。それは次に述べる如く、こゝの維持のことが大に問題となつてゐる一事でも推せられる。そしてこれは宣教館といひ、所司代間部下總守（天保十年冬參府し十一年正月老中とな。後任牧野備前守は十一年春着任）が筆を染めて額を下げたこと、十二月書上の「御褒詞後寄納簿」なるものに見えてゐる。「瓢齋行實錄」にも八月二十一日宣教館開講と記してあるが、但し此の書は明治初年の編述であるから此名稱が最初から付けられしものなりや否やを知る材料にはならない。多分額面の下附後に呼び習はされたのであらう。でなければ他の數多い記録にも見えねばならぬ筈であるから。

ところで此時最も奮發して世話をしたものは、大黒屋傳兵衛なる富商であつた。それは此の年九月（九日）平塚表次郎が、奉行の命を受けて此度の一件に盡力及び寄附したものに役所から褒詞をなすべき者を取調べ書上げたものゝ中に、先づ「重モ立世話仕候もの」として、

大和大路大黒町

銀三拾枚

大黒屋傳兵衛

東洞院三條下ル町

銀拾枚

吉野屋徳兵衛

佛光寺鞍屋町西江入町

銀五枚

伊勢屋太郎作

寺町三條上ル町

金三兩

天保京都の教諭所につきて

を擧げ、「右傳兵衛外三人儀教諭所取建候儀を相悦び、相應之世話仕度旨申之、此度地面借請普請仕候ニ付而者最初より引請取計、日々場所へも罷越作事向迄も心を付、中に者釘かすがひ等自分に買調持參り、天井床廻り杯へ手厚に爲打堅メ、其外諸事心を盡し講日毎にも晝夜相詰専ら世話仕、其上普請入用の内え夫々頭書の通出金銀仕、町人之身分右躰奇特成儀に付一同可被成御褒置候哉」とあるのでわかる。尙又右四人をあげた左に朱書で「前書北小路三郎并傳兵衛外三人共、米價高直之節施行仕候ニ付、當五月御褒美金銀被下、又者御褒置之ものニ御座候」とあるから、先年の饑饉救

濟にも進んで寄附した人達であらう。

此の次に、同様に「此度教諭所取建候儀を相悦び」寄附したるものは左の通りで、それも同様町人の身として奇特なれば褒め置かれたしといふものが列記してあり、

唐本十三經一箱

鷗方會所頭取

三井八郎右衛門

右八郎右衛門父

三井宗六

柳馬場押小路下ル町

中井正次右衛門

御幸町三條下ル町

近江屋源右衛門

室町夷川上ル町

升屋嘉兵衛

東洞院三條下ル町

三文字町中

右同町

丹後屋佐兵衛

御幸町萬壽寺下ル町

井筒忠兵衛

銀三貫目

銀三拾枚

銀壹貫目

銀三貫目

唐本十三經一箱

金貳拾兩

銀拾枚

銀拾枚

天保
義學
京都の教諭所につきて

松原高倉西へ入町
漆屋孫兵衛

五條東洞院東へ入町

奈良屋治右衛門

五條柳馬場東へ入町

近江屋仁兵衛

五條高倉西へ入町

本屋四郎兵衛

五條高倉西へ入町

佐野屋庄兵衛

右同町

奈良屋次郎兵衛

錦小路室町東へ入町

明倫舍社中

大和大路大黒町

玉屋宗兵衛

右同町

大黒屋又兵衛

右同町

大黒屋治兵衛

栗田境内東町
帶屋興兵衛

右同境內高畠町
壺屋嘉兵衛

右同境內石泉院町
萬屋宗兵衛

繩手通三條下ル二丁目
大黒町中

寺町三條上ル町

天性寺町中

佛光寺
佛光寺

寺町中

四條小橋西へ入町

布屋喜兵衛

東洞院六角下ル町
八文字屋平兵衛

六角室町西へ入町

玉藏町中

銀三枚
銀二枚
銀一枚
金兩
壹枚
銀壹枚
銀壹枚

右の如くで、中京の富商ばかりと言つてよく、町内の出資もその邊のみである。乃ち大黒屋等の

勸誘斡旋が與つて力あるものであらうが、また同時にこゝにも朱書で、「右八郎右衛門正次右衛門源右衛門嘉兵衛佐兵衛忠兵衛外六人、宗兵衛外五人、平兵衛并東洞院三條下ル町以下四町共、米價高直の節施行仕候付、當五月御褒美金銀以下、被下又ハ御褒置のものに御座候」とあるから、天保七八年の飢饉救濟事業の教化運動に及した影響も、亦大なるものあるを觀ねばならぬ。否實はこれ彼の事業が其ことをさまつてから、かくの如き形に變じて殘つたと考ふべきであり、それは即ち石門心學の具體的發現として、その人間淨化・社會福聚の功用を認めねばならぬ。然し之は節を改めて具體的に論證したい。

尙此の外に、御所司代牧野備前守様よりも白銀貳枚と論語古義一部とを、「無急度御寄附之趣」申聞けられたといふが、東御奉行本多筑前守様と、西御奉行柴田日向守様とは、各金子三百疋づゝを「開講之節聖像へ御供へ」ありしと註記せられてある。かくの如く御上からの聲援があれば、他の町方の勧募も調子よく行つたらしく、前記の外にも、

讀書机十

伊勢屋太郎作

石井筒並井戸石(尤玄關脇の)

繩手通三條下ル

大黒屋常治郎

茶呑茶碗百

八文字屋平兵衛

天保京都の教諭所につきて
義學

四書竹林堂版・本朝孝子傳・慎思錄・古文後集各一部

六角通柳馬場東入
平野屋茂兵衛

四書・通書・都鄙問答・石田遺稿・齊家論各一部

綾小路通藝屋町東入
伏見屋卯八

銀壹枚

虎屋町中

四書集註大全・五經集註各一部

室町通竹屋町下ル
新宮涼庭

銀壹枚

升屋吉右衛門

四書集註五部

六角通藝屋町東入
寺町通松原下ル町

孝經十部

本屋治三郎

近思錄十部

新町通二條下ル町
御幸町通御池下ル町

孝經大義十五部・帝範臣軌五部

三條通高倉東入町
菱屋又治郎

茶呑茶碗百五

新町通錦小路下ル町
高宮屋五兵衛

大學道春點十部・古文孝經五部

寺町通松原上ル町
萬屋治兵衛

文武訓・家道訓・大和俗訓各一部

三條通寺町西入町
丸屋善兵衛

四書竹林堂版一部

三條通寺町西入町
竹原屋好兵衛

孝經正文五部

六角通柳馬場東入町
堺屋仁兵衛

武士訓附明君家訓一部・黃楊印教諭所文庫章の文字並に印肉寫共

堀川通二條下ル町
平野屋宗八

額板細工共

越後屋治兵衛

といふ風に備品類の寄附があつた。勿論これ等は、九月九日書き上げた分であつて、開講日或はその後間もなき時までに接受した分であらうが、此の外に「御褒詞後寄納簿 教諭所世話方」といふ帳面が一冊あつて、

三條通寺町西入町

吉野屋仁兵衛

千本通中立賣上ル町

堺屋伊兵衛

古文前集・同後集・智囊各一部

孝經正文十五部

天保京都の教諭所につきて

銀一枚・朱子石摺貳幅

油小路榎木町下ル町
樂行舍社申

銀一枚

大佛耳塚通五條上ル二丁目
恭敬舍社申

銀壹枚

住心院室兼
若王子殿

銀五枚

東洞院通六角下ル町
橘屋舍

銀貳枚

高辻通油小路西入町
養性舍
御幸町通三條下ル町
海老屋町
兩替町通竹屋町下ル町

聖像壹幅・銀五枚

六角通東洞院東入町
牧善輔取次

金五兩

近江屋利八

金五兩

越前屋彌右衛門

銀二枚

東洞院三條下ル町
一文字屋重助

御刀懸二

金子五百疋

金拾兩

金拾兩

銀三枚

御額宣教館三字御染筆

間部下總守様

島屋幸助

松坂屋興兵衛

五條通富小路西入町

東洞院通六角下ル町

御射山町何某中

越前鯖江

右同町
山田屋彌助

その他金子何百疋のもの二三が記してある。而して此の冊子は、子年十二月二十五日の口上書と一緒に綴つてあるから、大體その頃までのものと見てよいであらう。さすれば宣教館の額は、大學助が教諭所の建築新成を江戸まで報じて、當時老中の顯職にあり、在京中種々熱心に聲援してくれた間部下總守に書いて送つて貰つたものを、越後屋治兵衛が寄附した板に彫りつけたと解するのがよいやうである。

一四

天保京都の教諭所について

以上の成立事情や寄贈書籍によつて明瞭に察せらるゝやうに、此の教諭所はまことにその名に相應しく、純然たる教化機關であつて心學講舍にもつと學舎的色彩を強くしたものに過ぎない。されば浜園門人にして經學詩文に精しく、長く町奉行所の學校に教授をしてゐた北小路大學助の初志とは、大分逕庭のあるものであつたらう。然しこれは上來辨じた成立の事情に因る餘儀ないことで、それについては先づ官邊に於ける援助の趣意と、民間助成者の人品色彩を觀ればよく、而して歸するところ兩條件とも當年心學の有せし世俗的信用の問題になるのである。

今そのことを具體的に説明せんに、子天保年九月（九日）平塚表次郎は前記の如く、「教諭所取建に付奇特なる者共へ御褒詞」を賜はるやう調査して申告したのであるが、それと同じ時に、「年來講話等いたし諸人教示仕候者御褒詞之儀ニ付取調候書付」と案文にあるものも提出した。勿論前者と共にかねて奉行の命によつて取調べ復命したものであらう。而して此の後者は當年京地に於ける石門心學の狀態を知るに都合のよいものであるから、案文を示すと、

子九月

講話等いたし諸人教示仕候者

御褒詞之儀ニ付申上候書付

錦小路室町東へ入町

明倫

舍

今出川千本東へ入町
時 習

五條東洞院東へ入町
修 正

大佛耳塚通五條上ル二丁目
恭 敬

舍 舍

大和大路大黒町
行 觀

油小路丸太町上ル町
樂 行 舍

右町家にて、儒者故石田勘平弟子共經書講釋稽古之儀、先年追々願出御聞届、夫々舍號を付、
舍毎ニ毎月三日程宛講日を極、有志のものを集め經書講釋道話等仕、右ニ付ては弟子共の内多年志厚篤實成ものを都講と唱へ重立ものに取極、萬事右都講のもの引受世話仕、講釋等仕候人
躰の儀も人物行跡等相糺、都講のもの申談差許候儀に御座候處、追々人體相替り當時は、

講話仕候もの

前書恭敬舍預住居罷在候
手跡指南

入 江 彌 惣 兵

天保
京都の教諭所につきて

九五

同時習舍預住居罷在候
儒者

薩 塚 玄 藏

同修正舍預住居罷在候
儒者

柴 田 逸 作

上長者町松屋町西へ入町
禪門

美 濃 屋 龍 德

柳馬場四條上ル町

小 刀 屋 市 郎 兵 衛

西洞院錦小路下ル町

橘 屋 次 郎 右 衛 門

右爾惣兵衛外五人共米價高値の
節施行仕候付當五月御褒美銀被
下又ハ御褒置のものニ御座候

重モ立世話仕候もの

前書明倫舍都講

室町夷川上ル町

鎌 屋 太 十 郎

錦小路堺町東へ入町

升 屋 八 郎 兵 衛

鞍屋町三條上ル町

松屋清左衛門

同時習舍都講

笹屋町六軒町西へ入町

和久屋正六

元誓願寺油小路西へ入町

金紙屋平兵衛

寺之内千本東へ入三丁目

新屋清兵衛

同修正舍都講

御幸町萬壽寺下ル町

井筒屋忠助

五條高倉東へ入町

本屋四郎兵衛

五條東洞院東へ入町

奈良屋治右衛門

同恭敬舍都講

大佛上ル新シ町
鑿師

北脇文祐

五條橋東二丁目

美濃屋武兵衛

同觀行舎都講

大和大路大黒町

大黒屋傳兵衛

右同町

吉文字屋宗兵衛

右同町

吉文字屋重助

同樂行舎都講

西洞院竹屋町下ル町

柏屋平兵衛

油小路竹屋町上ル町

越後屋善兵衛

油小路出水上ル町

菊屋治助

右正六清兵衛文祐之外はいづれ
も米價高値の節施行仕候ニ付當
五月御褒美金銀破下又は御褒置
のものニ御座候

右彌惣兵衛外五人儀、前書六舍の講日には代ルヽ致出席、中ニは東洞院三條下ル町教諭所へも罷出、專經書講釋道話等仕、太十郎外十六人儀は都講と唱え、六舍へ分れ重立ち世話罷在候由、右は元來町家ニ生立候ものは家業に被追讀書も難仕、手代下人婦女子ニ至候ては猶更道理相辨候ものも無之候ニ付、家内不和合又は家業ニ怠り、若年ものは放蕩之行狀ニ成行候ものも問々有之候間、右躰のもの共ニ忠孝之道を相勧め可申と經書之旨を卑賤の耳聽ニも入り易キ様道話と唱へ、着實ニ說聞せ申度、前書故石田勘平志願ニ付、弟子共師の遺志を受繼既ニ百年も連綿いたし、當時彌惣兵衛外五人の者専ら講話相勸深切に諸人教示仕、太十郎外十六人儀は夫々の舍引受世話仕、諸雜費は右都講のもの并に兼々信仰の向持寄取飴、聊も席料等不申請、有志の者共には勝手次第講釋等爲承候故、男女子供に至る迄不絶聽聞ニ罷出、中ニは右教示ニ感服仕、志を立て行狀等嗜候様成行候ものも不少由、勿論右の者共いづれも篤實成ものゝ趣ニて、行跡等如何の儀も相聞不申、右躰年來師の志を受繼深切ニ諸人教示、重立ち世話仕候段何れも奇特成儀ニ付、一同御褒詞の上猶此上出精可致旨可被仰渡候哉。左候はゞ此度出來候教諭所之外右六舍ニても猶更講話等相勵み、市中一體ニ教示行届、自然と諸人善道ニ進み可申と奉存候間此段奉申上候

右之もの共御褒置ニ見合候相當之例は、差當り相見え不申候得共、常々講話等いたし深切に諸人教示又は重立ち世話等仕
天保京都の教諭所につきて
義學

候段は、何れも奇特成儀ニて、右躰之者共被成御褒置候者、勸善之一助ニも可相成儀と奉存候間、旁本文の通申上候儀ニ
御座候

以 上

こんなものである。則ち一讀して直ちに心學講舍と教諭所との關係は推知せらるゝのであるが、同時にまた最後の朱書(字の分六號活)によつて、心學道が公式に役所の嘉賞に預つたのも、此時が初めてあることがわかるのである。と同時にまた、舊幕時代の政治が、如何に新儀を忌み、先例故格に準沿してゐたかも領せられよう。事實此の時、即ち教諭所新築並に開講に付盡力したり寄附したりした大黒屋傳兵衛・三井八郎右衛門以下に褒賞褒詞するにも、表次郎から先例として書き出した、文化二丑年七月一日、油小路二條下ル町伊豆島產物會所頭取三井八郎右衛門以下六十一人が、(脇坂)義堂の勧めに應起して、大津驛より三條大橋までの道路改修に助成した功によつて、褒詞仰渡された事件が顧られたのである。仍て前文朱書の如く、「相當の先例は差當り見つかりませんが」と言つて濟ますわけには行かなかつたのであらう。表次郎はやはり此の日、「當地儒業候者其外御褒美被下候例」なる先例調査書を、「別段御覽に入れて置」いた。而してそれには、

一、寛政四年四月堺町二條下ル町西依儀兵衛(成齋)、當時九十二才に及びしが長年朱子學を講じ弟子多く行狀宣敷、且つは極老にも及べることゝて銀貳拾枚を褒賜されしこと。

二、文化二年七月二條高倉東へ入ル町義堂、大津驛より三條大橋までの道造り兼々志願にて、同志の者共へ申合せ御用の人足差出度存居りしところ、最御普請御取掛りに付金銀の内を以て相納度願出で、都合金七百五拾兩餘御役所に納めた。其上年來教育の功厚く、且つ江戸表寄場人足教諭も數年に及びしことなればとて、其身一代帶刀御免、名字は子孫まで名乗る様可致候（註云
先生は心學者、堵庭・松翁の門人、爾後脇坂を姓とせらる。）と賞せられたこと。

三、文化九年三月聖護院村領梶木町儒者若槻幾齋、時に年六十三才であつたが、朱子學練熟の上に人物篤實にて行狀も宜敷、學術も正敷趣相聞え、銀拾五枚を賞賜されたこと。

四、天保六年三月、儒者北小路大學助、多年御役所内講學所へ罷出、素讀並に講釋等出精いたし、追々老年に及びたれど今以て懈怠なく格別勤勉骨折につき、其節の在京御目付衆より仰立てられ、銀七枚を褒美せられしたこと。

を列舉し、且つそれに「右の通り當地儒業のもの御褒美下されし先例がある。而も大學助の外は何れも江戸表まで仰進められたのであるが、然し此度申上げる講話等骨折、諸人教示する者共は御褒詞一ト通りの儀であつて、身狀事柄等も軽いことありますから、

一、文政十年六月十四日、二條川東法皇寺南門前町葭屋卯之助借屋稻田屋嘉助事孝行奇特にて御褒詞御伺、同十八日御下知。

二、同年五月二十三日建仁寺門前金屋町越後屋平三郎手代佐助、忠勤奇特に付鳥目被下御伺、同二十六日御下知。

三、天保九年二月十二日、丸太町寺町西へ入町米屋嘉兵衛外六人米下直に商ひたる廉にて御褒詞伺、即日御下知。

の三事項をあげ、且つ其後尾には、此の三事が御褒美且つ當地限りの取捌きで済んだ振合ひを以て取調を仰渡さるべく候哉といふ意味のことを認めてあつた。如何にも周到な調査振りである。

とにかく、右の書類は、寄附者名簿に添へて、九月九日の朝呈出されたのであるが、實は此時の書類には向後教諭所の永續方法について役所から援助すべき財政的方面の意見も具してあつたのであつて、従つて奉行所も眞剣に考へたわけで、次節に説く如く、十一日には既に當番(東)奉行本多筑前守から、その方面の調査を神澤條之助(東組興力、天保八年京都武鑑にては公事方同心支配たり)へ命ずるところがあり、褒賞のことも此に伴つて考慮せられたと見えて、二十九日再度の指令をした時には、表次郎より呈出せし前記褒詞取調書類をも條之助へ下げ渡した、而も一方上司たる所司代(牧野備前守忠雅)へは、十月十日を以て、教諭所永續の義に付役所よりの被下銀支出方法のことは速に調査致しますから(此に依つてやつてゐることが讀める。)、先づ褒詞申渡の件だけは早く致したいから御認許ありたいといふ伺書を進達したのである。勿論これには所司代も賛成であつたと見えて、十二日には伺の通りたるべしと

いふ附札をつけて下知して來た。則ち事は急速に運んだらしく、十四日には本多筑前守知恩院へ參詣の歸途教諭所へ立寄り、神澤條之助・平塚表次郎并に高屋老之助・脇山半三郎(西組興力、證文)
方(高屋)不明も同所へ出役したが、その折筑前守は北小路大學助が罷出でたところ、「多年志願の教諭所も表次郎骨折を以て成就いたし、嘸大慶ニ可有之趣并に世話方向へは、「大黒屋傳兵衛其外普請等厚く世話いたし候趣、猶出精の上永續いたし度もの」なりと御詞を掛けたので、御禮に北小路三郎が参向せねばならぬところ、同人病氣の爲め大學助が代つて東役所へ参り、御廣間に罷出でたことであつた。

ところが一方には其日すでに前記褒詞せらるべき人々には、出頭命令が發せられてあつたらしく、翌十五日には、東役所に於て左の通り夫々申渡があつたのである。但し此時は「儒者并町人の分何れも附添人ニ不及」とあるから、町役の同伴出頭は免せられたことであつた。

上京烏丸頭柳辻子西半丁
儒者

北 小 路 三 郎

其方儀近年人氣奢侈輕薄に移行候を相歎、此度東洞院三條下ル町に教諭所取建、儒師相招き講釋道話等爲致候段、諸人善道に相進む一助とも相成奇特成儀に付褒置。

これは設立名義人たる北小路三郎への分であるが、外に大和大路大黒町大黒屋傳兵衛外三人は、三郎願の教諭所取建ニ付相應の世話いたし度旨望み、地面借受、普請については日々現場に行つて作

事向其他に心を盡し、入用の内にも金銀を寄附し、講日毎に出席世話をもするといふので褒置。柳馬場押小路下ル町中井正次右衛門外廿六人は、普請入用の内へ夫々金銀寄附いたし候趣相聞えとて褒置。大佛耳塙通五條上ル二丁目入江彌惣兵衛外廿二人は、彌惣兵衛外五人儀は明倫舍其外六舍の講日に代るゝ出席し、中には教諭所にも罷出で經書講釋道話等いたし、太十郎外十六人儀は、都講と唱え六舍に分れ重立ち世話して、諸人に忠孝の道をすゝめ町家の者共行狀相嗜候儀を專一と心掛候趣相聞え奇特なれば褒置くといふのであつた。

尙此日のことは「修正舍記録」に出てゐるが、同舎では當日明六ツ半時(午前)講師柴田逸作先生(差用上)下及び都講其外寄附者たる粧屋次右衛門(他國ニ付名代)・奈良屋次右衛門・同次郎兵衛・佐野屋庄兵衛・本屋四郎兵衛・近江屋仁兵衛・井筒屋忠兵衛・漆屋孫兵衛が出頭を求められ、上記瓢齋記述の如き順序で奉行の御前に召出され、褒詞を頂戴した(此時本多箕前守は自ら一々の名前を読み立てたといふ)ので、皆がまたその奥に

右被 仰渡之趣一同難有奉承知候 以上

天保十一年子十月十五日

入 江 彌 惣 兵 衛

外 連 印

といふ風に御請書(うげしき)をして喜んで引き下つた。勿論此時は褒詞の原本即ち被仰立書がそのまま請書に

なつたのであるから、此文句は町代の手控を借りて寫しておいたのであるといふ。その町代手控といふのは、此度の褒詞の趣を役所から雜色・町代中へ普く觸れたものゝ謂であらう。尙書籍道具等を寄附した者は別段役所へ出頭を命ぜず、左の如く雜色・町代より申次がしめた。

儒者北小路三郎儀相願教諭所取建講釋道話等いたし、諸人善道に導候ニ付ては、別紙名前の人共銘々書物其外寄附いたし候趣相聞、志厚奇特成儀ニ付一同褒置候。尤一々奉行所へ呼出、其段可申渡處、左候而者おのづから失脚も可有之候哉ニ付、雜色町代共より爲申通候間一同其旨可存候。

右之趣夫々別紙名前のもの共へ可申通事

子十月

町雜代江

此の奥に褒置候者其名前書として、油小路二條下ル町三井八郎右衛門・父宗六・外貳拾人の名前が列記してあるのであつた。そしてこの命令書と共に呼出して褒詞した一件書類も寫して廻附せられたものと見えるのである。即ち以上記述によつて、とにかく(本)教諭所成立についての褒詞一件は明かにし得たと思ふ。

一五

次には此の一件と併行して、調査研究を進めてゐた教諭所永續の方法に關する立案一件について調べて見よう。先づ今度教諭所再興新築につき要した金額は、子(天保)年十二月二十五日附で、教諭所世話方から奉行所へ報告した書付には、

乍 恐

教諭所寄納惣高并ニ諸拂べ高相認奉御覽入候

寄納惣高銀拾四貫六百四拾七匁貳分貳厘

諸拂べ高銀貳拾貫八百拾貳匁七厘

差引銀六貫百六拾四匁八分五厘當時不足仕候

乍恐猶來春勘定帳面御一覽被成下度此段御願奉申上候 以上

とあつて、銀貳拾貫を越えたのである。勿論之は金や錢で寄納せられたり支拂たりしたものも、銀に換算したことであるが、遺憾ながら此年の換算率を明知し得ないから、こゝには大體の見當だけを紹介しておくに止めよう。

先づ舊幕時代の貨幣は大體金・銀・銅の三種あり、金貨は兩・分・朱の三位三種に區別し、一兩は四分、一分は四朱(故に一兩は十六朱)である。故に半兩は二分、半分は二朱のことと、金貨には十兩

判金・一兩判金・二分金・二朱金があつたが、此の内でも十兩判金即ち大判が最も貴ばれたもので、これを普通黄金何枚と云つて數へた。銀貨には挺(丁)銀・豆板銀・一分銀・一朱銀あり、その價値は丁銀は四匁三分を以て一兩と定めてあつたので、即ち一箇四十三匁の丁銀貨は十兩である。銀（又は白銀）一枚といふのは、この丁銀貨幣一個のことである。豆板銀は一個の重さ二三分より四五匁まで色々あり、文字銀はその表價に應じて造られたのである。次に銅錢は寛永通寶・天保通寶等であるが、前者は一文、後者は百文の値が持たせてあり、寛永通寶千枚を一貫文と云つた。但し實際は九十六枚を緒一つに貫束し之を百匁として通用して居り、その十緒を一貫文としたのであるから、實數は九百六十枚であつたわけである。

ところで三種貨の換算價値は、その品位や種々の事情に應じ、時と所によつて常に差異變動があるので、甚だ複雜な關係になつて居つた。だが大體の標準率は寛永時代から金一兩 \parallel 銀六十匁 \parallel 銅四貫文（従つて銀一匁は銅六十六文餘。銀一貫匁は金十六兩二分餘。銀一枚は金二分三朱強となる。）に公定され、御上より下賜するにも下より上納するにも此に準據したのである。たゞ民間の取引はさう行かぬので、銀は金一兩に付大體六十匁内外なりしも安政開港以來は急激に下落して百匁二百匁といふ時があり、銅は四貫文乃至四貫五百文のところであつた。

而して前記收支報告は、開講は勿論褒詞後の寄附と入費の分も加へてのべ高であり、それを九月義學京都の教諭所につきて

九日褒詞をなす爲に平塚氏が取調べたときの報告に見ると、前記「儒者北小路三郎相願候教諭所取建ニ付奇特成もの共御褒詞其外の儀に付申上候書付」に、

一、此度教諭所普請入用都合銀拾五貫目餘相掛り候處、右之内へ前書町人共差出候金銀之分都合拾貫九百六拾目程引之、殘四貫四拾目餘全不足仕、右不足の分差當り外に出方も無御座候付、

前書重モ立世話仕候町人共先ツ他借を以て餉置候由云々。

とあつて、開講頃までには十五貫足らず要したのが、その後の設備などで貳拾貫餘要したこと、及び不足分は矢張り大黒屋傳兵衛などの世話方で他借取つくろつてゐた趣が察せられる。されば世話方のものも、つとめて寄附を勧誘し、且つ即時納入を希望したことであらう。「修正舍記録」を見るとそれについて、稍ゆかりある文字がある。それは(天保十一年)「八月東洞院三條下ル町ニ新ニ教諭所御取立ニ相成候に付、先年指出候三拾金一旦御預リニ相成候て、右之内金拾兩去る酉(八)年教諭所御救小屋へ指出し、又十兩は専用に相成候て、殘金十兩有之候所、此度教諭所へ先年の殘金貳拾兩(救恤に使つた分を除き)可指出由の所、拾兩(専用に使ひなければ)不足故、社中も開舍以來追々出金致し有之候儀故、五月頂戴の銀子を□□に致し、不足の所社中より寄附致し、貳拾外の都合にいたし差出候事」といふのであつて、先年假教諭所開講後募集した寄附金を専用に融通して貰つてゐた分を返納したこと、及びそれについては七・八年の饑饉施行に盡力したために、役所から褒賞された錢をもとでにして、不

足の分を新に募つたといふのである。

ところで平塚が内命によつて教諭所永續等の儀に付き考究して奉行に復命した案は、今引いた「取餉候由」の次に書いてあるのであるが、大體の趣意は下の通りである。曰く、「且又（該教諭所は）年々借地料・講師の謝儀・留守居の給銀・燈油・薪炭其外小買もの等に一ヶ年凡そ金三十七八兩程づゝの雜費がかかる由であるが、それは出願人北小路三郎より如何様とも支辨すべき筈なれど、同人は兼ても申上ぐる如く元來の貧懦、その上近頃病氣の趣と聞くので、折角出來上つたことなれどこんな事情より自然と中絶し、往々退轉に及ばんも計り難く、それでは殘念である。何となればこゝ京都の風俗は、元來皇都のこと故餘國でも羨むやうにあらせ度いものであるのに、都會の地といふものは、却て人情が奢侈輕薄に流れ易い弊があること故、三郎の願出がなくとも、教諭の場所は取建て倫理の道を傳へる様仰付けられ度いと思つてゐたところでもあり、幸ひ今出來て衆人も悅服し出席する次第なれば、自然風化の一助にもなるわけで御座る。それで何卒此姿にて永續させ度色々勘考仕候處、前書普請入費不足額の内へ銀三貫目程と、年々の雜費の内え銀貳拾枚程づゝ公儀より下附せられ、時々御配下の者が見廻り世話をすることにすれば、衆人は御仁澤を仰ぎ教諭所は永續することでありませう。然るに當世の時節右躰新規御入費のことを關東へ伺はるゝのも容易ならざる儀でありませうから、其れより外の支出法を取調べましたところ、天明八申年（老中）松平越中守（定

信様が御上京の際池田筑後守の伺で、米買占めの廉により御仕置になつた近江屋忠藏の欠所銀（没収といふ意）千貳百貫目を、當地の町人共永續の御手當として市中へ貸附けられ、年々その利子を役所に取立てゝ糲米を買上げたり其外の事業に使ふことに許された金があり、それは其の後も段々御伺をせられて（凶歳などの）御救糲を買入れられたり、又は緊急の御救恤をなさるゝときには（江戸へ伺はないで）當地限り取計つても差支ない旨兼て御下知が済んで居り、其後も追々御遣しになつた金がありますが、この教諭所一條も市民御救恤の御趣意同様の儀にて、右の金の利子中から支出することにされたがよからうと思ひます。尤も當年は先月より始めた事故雜費は半減銀拾枚下げ遣され、その際此後とも教諭所は永續するやう厚く世話すべき旨三郎並に重立ち世話する町人共へ仰渡し置かれたがよいでありませう。尙右は、此間厚き御内諭もあつたこと故申上げましたが、御下附金の支出方法等に關しては其掛りの向へ取調を命ぜらるゝ様に願ひます」と、かういふものであつた。

一六

表次郎の此の答申は、誰が見ても中々要領を得たもので、奉行も内心採用に決するところあつたものゝ如く、九月九日朝差出したのであるが、その翌々十一日になると、公事方（諸調掛も兼たるならん）神澤條之助を呼んで左の如き自筆指令書を直渡しゝ、外に御救米掛石嶋五三郎へも同趣意を口達した。

深谷遠江守在勤中北小路三郎依頼學校取立可申目論見有之由、其節表次郎右一件取扱候趣ニ右之、昨年以來右場所等猶又取調之儀同人へ申談候處、此度右地所出來ケ成普請も出來去月廿一日開講有之、其後追々道話等教導の一助ニも可相成趣ニ相聞候。然る處此度地面借請并普請等の儀ニ付、於御役所聊世話等も無之、偏同志の者共寄進計にて成就いたし候得共、教導一通の儀にて後前樂遊とも違、此末永續可致見居も無之、殊に年々夫々の雜費も可有之、依て諸調掛預銀の内にて永續方仕向有之間敷哉。且又外ニも永續方の品柄も有之哉、一應評議之上可申聞候事。則ち之に依つて神澤等は評議を凝らしたが、その結果は役所保管の欠所金中より年々補助すべく、それには江戸（の勘定奉行）に伺ひたる上にてなすが至當なりといふことになり、此の趣を書面にして答申したらしい。つまり會計課のやかましいのはいつどこでも同じこと、平塚の考へてゐるやうな京都ざりの支辨は不可といふ意見なりしと察して然るべきであらう。然し一體何でも新儀開始を極端に嫌ひ、殊に京都に於ける心學講舍の特別な存在と教諭所問題の歴史とを知らず、且つ又從前より公家の學問所（即ち學院）を建てられたいといふ希望を連年抑へつけて來てゐる幕府に、かゝることを伺出でゝ果して認可されるものであらうか。それは思ふだけでも野暮であり、從つて江戸の事情に一番よく通じてゐる筈の本多奉行が最も危ぶんでゐるのである。依つて教諭所をどうしても守り立てたいといふ熱烈な同情を持つてゐる奉行にしては、どうしても外の方法を考へねばならなかつ

た。依つて九月二十九日には、改めてまた指令書を神澤へ直々下渡し、石嶋等と（諸調掛といふ）再議せしめたのである。その趣意は、「諸調掛評議の趣は篤と一覽致したが、兩御役所欠所金の内から、年々下附方を相伺ふことに対すること、至極尤の趣意ではあるけれども、兼々（皆も）承知の通り當時の御時節柄は、是迄前例なくして済んで來たことを改めて、新規に願出でたところで容易に整ひ難く思はれる。殊に目今の時節、臨時の下賜金など申上げては、風土の爲めとは申しながら（徳川家への）御益筋とも違ふこと故、相成るべくば所司代へも申達した上御役所限りの取扱きで、永續法の手當をしておいて、追て時節を見計つて御伺する方法もあると（自分は）考へるが、（其方ども）一統にて考究の上は、強てさうしようといふ存寄ではないから、猶勘辨の上何れかに急ぎ答申せられたい」といふのであつて、奉行の意中はチャンと決つてゐたと見えるやうである。そして此の指令書は、先日表次郎より呈出した褒詞取調書と一緒に、條之助へ直渡しになつた。褒詞取調書には近江屋忠藏欠所銀流用の案が書いてあるのであるから、すなはち神澤等は事實此の案につき下問を受けたわけである。

此の奉行の再議指令に對して神澤等諸調掛がいかやうの答申をしたか或は答申に及ばざりしかは明かでないが、何れにしても奉行や平塚の思ふ様には簡単に行かなかつたらしい。それで十月の十日には、此の補助金一件と褒詞一件とは切り離し、後者のみは速行すべく其案を具して所司代に指

揮を仰ぎ、十二日には許可があつて十五日遂行したことは前に述べた。そしてまた、一方此の時は、重立ち世話せる官廳側の平塚表次郎や民間の大黒屋傳兵衛などの世話によつて、寄附金募集の運動も續けられ、褒詞後も段々それが集つたことであり、前述の如く年末の二十五日になると總入費貳拾貫八百目餘、寄附高拾四貫六百四十七匁、差引不足六貫百六拾四匁といふ計算になつた。そして此の不足は世話方のものに於て他借を以て立替え支辨してゐるといふことになつてゐたのであるから、役所でも補助金一件はいつまでも放つておくことは出來ぬ。元來は年末までに片付けたかつたのであらうが、會計方面の異見で急速行かなかつたと見えるとほゞ察しがつく。仍て明くる天保十二丑年の正月には、平塚は重ねて（奉行本多筑前守よりの内命によりか）奉行（兩奉行の名を以て）より所司代に提出し、以て教諭所へ新築補助金として銀三貫目、年々の雜費補助として銀貳拾枚づゝ下附することについて指圖を仰ぐべき伺書案を作製して奉行に提出した。それは可成り長文のもので、大體去年九月九日平塚から奉行に補助金下附のことを申言した趣意を一層鄭寧にしたものであるが、彼と違ふところは、その被下方即ち支出方法については、神澤等の意見たる欠所並に過料金銀錢の内から江戸表に伺つて出すが、然し此金は年々その額に不同があるから、若し出方に差支が起つたときは、筑前守御役所掛りの近江屋忠藏欠所金の内から支出し置き追てそれは一般過料金から戻入れることにしたいと書いてあつた。此の欠所並に過料金銀錢といふのは、全般的沒收金の

ことで、主に御仕置や家出人の欠所家屋敷諸道具を拂下げた代錢から成り、京町奉行が保管はしてゐるけれども、その所有權は固より収益利子も御金藏即ち二條城内の金庫に納まるもので、従つて之が處分については一々江戸の勘定奉行に伺を立て許可を受けねばならぬ。然し從來諸會所の名目銀を辨済する爲めに下附せられた例もあるといふのであり、次の近江屋忠藏の欠所銀といふのは、前述の如く、安永八年松平越中守の指圖によつて、米買占の罪により沒收せられた千二百貫の利子を、京都の町人の永續手當として、町奉行が一存で處分してもよいと、松平越中守老中 在職のときから許されてあるものであり、之を使用して後日一般過料金から戻入れた例はあるとて、寛政二年七月、太田備中守が所司代として在任中町奉行の上申により、隱賣女吟味中多人數を傾城町へ預け置きしため、御手當として銀拾五貫目を下されたが、その出方は近江屋忠藏欠所銀の内を以て相濟ませ、戻入の儀はその時の隱賣女一件の者共より取立てた過料銀の内より取計ふことを許した文書を添へて置いた。即ち表次郎も此の時には、昨秋の簡明な意見を稍變更してゐた趣が見ゆる。勿論會計方面の無理解に遠慮して、あらう。

然しながら町奉行本多筑州の意中は前述の如く確として決定したものがあつたので、此の平塚の案文にはどうしても同意せず、

此欠所過料之金銀錢の儀は、前書に相見え候通御金藏納之金銀錢と存候。所司代限りの御差圖

は如何可有之哉。先ツ當時之處は當地限の勘辨を以て、取續方主法立置、追而教諭所氣意氣時
節見合候上、江戸表へも被仰進永續方主法相伺候様致度、右之欠所過料金銀錢之儀無念候間下
札改置此外聊存寄無之、早々條之助へも相談有之様致度候事。

といふ附札をして下戻し再案せしめた。肚裡蓋し欠所過料錢を流用するのには反対で、近江屋忠藏
欠所銀を以てせんとするのにあり、それを只圓滑に關係下僚全體の詮議衆合の上で言ひ出させやう
とする點に、特別な苦心を拂つただけのことゝ推せらる。即ちそれ故にこそ、或は「書面篤と致一
覽候處、何分存寄無之」とか、「少々張紙致し候ケ所有之、尤も強ての存寄無之候間都合次第評議の
上被差出候様存候事」とかいふ張紙もじつゝ、一方には柔かに而もねばり強く「此外聊存寄無之」と
指圖して、再應の相談を命ずるのである。

奉行のこの意中は下僚に通せざる筈はない。そこで平塚が今度神澤等と評議した結果、書き直し
て奉行に呈出した二條(所司代のこと)への伺書案は、全く最初の平塚案に復つて、「教諭所の儀も
公儀より御世話有之、追々被行候へば是以て町人共爲方之儀、全く御救も同様之趣意と奉存候に付
き、前書普請入用不足の内へ銀三貫目并に年々雜費の内へ銀貳拾枚宛」下附したく、それには「先ツ
當分の所、筑前守御役所掛米買占め致候近江屋忠藏御仕置跡欠所銀の内、當地町人共永續の御手當
として市中へ貸附相成有之候利銀の内を以て「支出方取計ひ置き、追て「永續方見居^{ヌエ}候場合に至り候

はゞ其節被下銀方等の儀委細取調、御勘定奉行へも懸合の上相伺候様に「仕るべくと考へて居ります云々といふ趣意のものであつた。それは二月のことで、此時平塚は別にその内容を説明するものともいふべき書面を認めて、奉行に差出してゐるが、それは左の文面であつた。

教諭所御手當其外の儀に付、先比御附札の趣御尤奉存、別紙の通調直し條之助へも申談じ、猶又龜案奉入御覽候。右にて思召無御座、二條へ御伺相濟候はゞ、町人共永續御貸附利銀の内拾五貫目程、別段右之備銀に仕譯置き、内三貫目は被下切、殘拾貳貫目は兩替又は本錢屋仲間等え月七朱程の御貸附に取計候得者、凡壹ヶ年之利銀壹貫八匁程に相成候間、右を以て七月・十二月銀拾枚宛兩度に都合八百六拾目教諭所へ相渡し、乍聊右餘銀百四拾八匁を積立、其外御役所限過料錢并に御取上ヶ金銀等是迄御金藏納と不相成分を以て、年々永續銀え戻入れ被仰付候はゞ、御救米掛元銀損失も無之儀に付、強て差支の儀も有御座間敷候哉に奉存候。右は其向々存寄難計候得共、一應龜案之趣奉伺御内慮候 以上
いかにもよく考へた案といへよう。

一七

本多奉行は此の上申書を見て、さぞ悦んだことであらうが、然しどうしたものか、此の一件はすぐには持るところがなかつた。その理由を察するに、多分同年閏正月晦日前將軍家齊公が薨じて、二

月二十日葬儀があり、そのために所司代・町奉行等出府し、下役も諸用で忙しかつた爲ではあるまい。余は先年平塚家で、表次郎が寫した「文恭院殿御葬送記録」二巻を電見したことがあるが、あんな事も此の推量を助くるやうに思ふ。それがあらぬか、四月になると此事件が復た取上げられ、奉行は二月表次郎から再調して書き上げた書類を熟覽すると同時に、其後の教諭所の様子は如何やを尋ね、且つ再調案の通り實行するについて、救米掛へ諮詢すべき案文の製作を、（口頭で）命じたらしい。そして之に答へたのであらうが、表次郎は同月二十三日、

教諭所講釋之儀此頃より相始申候處、不相替聽衆有之、一昨夜は九拾七人出席御座候而、此體にては永續も可仕哉に奉存候間、先達御内意奉申上候御手當等の儀、條之助私より御救米掛へ委細申談可仕候得共、御銀出方に拘り候義、右一應御書取を以て右掛へ被仰渡被下度、別紙案差上、此段奉申上置候 以上

といふ報告と、「教諭所永續方被下銀出し方等の儀は、先達て取調の上申聞けられた趣も有之候得共、何分御時節柄の儀、江戸表へ掛合つては難整候哉の懸念も有之候に付、先づ當分當地限りの出方を以て被下方等再調査を表次郎へ申付、同人調査の趣一覽候處、町人共永續銀の内より出す類例も有之、戻入の儀は追て取調の積り、先づ別紙調査の趣に取計つても差支の筋は有之間敷哉に候へども、猶掛にても一應取調可被申聞候」といふやうな案文をつくつて、中田勝兵衛を以て呈上した。する

と奉行は、即日「教諭所の儀につき申上書案一覽候處聊存寄無之候間、早々（所司代へ）進達いたし度、且御救米掛りえ相渡候書付案是又致承知候。一兩日の内早々相渡可申候間、猶條之助へ申談候様存候。御救米掛へ相渡候書付案は留置、其外返却いたし候」といふ附札を付して下げ渡した。此の付箋通りに奉行は間もなく救米掛に命令したのであらう。五月十日前後になると救米掛からも、

教諭所永續方被下銀出方等の儀……御書取を以被渡候付、則御下ヶの別紙一覽仕取調候處、右町人共え永續御貸附利銀之内十分一銀凡四貫八百八拾目は土藏修覆料等に年々除置、小破等の出方に相成（居）候得共、年々除置候儀に付何れ猶豫も御座候間、右溜銀の内より教諭所普請入用不足銀三貫目并ニ年々雜費の内え被下方に相成候銀貳拾枚共渡方取計候へば差支の筋無御座候間、猶御沙汰の趣を以て渡方の儀は教諭所取扱掛へも申談候様可仕、且一同評議仕御下ヶの御書取并ニ別紙共返上仕、此段申上候 以上

といふ具合のよい答申があつた。即ち所管事務だけに 平塚の考へよりは更に容易にして臨機的な支出方法である。奉行もこれを満足に思つたことであらう。則ち此の救米掛の書上げを五月十五日には表次郎に直^{ヂキ}に下渡したので、表次郎は早速寫して返上したとある。

さて又奉行は間もなく、いよいよ正式に所司代に提出すべき伺書の立案を表次郎に命じ、それを

一見して訂正するところあれば訂正し、清書せしめたのであらう。その月二十一日には本多筑前守、柴田日向守の兩奉行の連署せる（但し此の連名は文書の奥にあり、文書の初には當番奉行たる本多筑前守のみが署名して責任を明にしてあつた）、「儒者北小路三郎相願取建候教諭所普請入用等之儀ニ付申上候書付」といふものを所司代役所へ進達した。先づ「先達而申上候儒者北小路三郎相願取建候東洞院通三條下ル町教諭所にて、去子八月以来經書講釋并道話等仕候ニ付ては、市中の氣請も宜、講日毎には多人數罷出聽聞仕候山」といふ書出して、此の教諭所は「地面取開き講席・表門・長屋廻り・高屏等新規に取建候儀に付」、普請・地料・諸雜費の入費、同年暮までにこれ／＼、寄附額これ／＼（それは去子十月同の上與置きましたが、其後も寄附します。）不足これ／＼で重立ち世話する者が他借を以て取飴うてゐる。又此後年々の經常費が凡三十七八兩かゝる。勿論これは三郎が支辨すべき筈であるが、元來貧懦の上病氣なれば、中絶退轉に及ぶ恐がある。思ふに京都の風俗は他國にて羨む様にしたいのに、却て人情奢侈輕薄に流れ易いから、三郎の願出なくとも右様の場所は必要であり、今や正に風化の一助たるの功をなしてゐるのであるから、將來永續する様に仕度、之に依て普請の不足へ銀三貫目、年々の雜費へ銀貳拾枚を補助し、その代り公儀より時々巡監せしめたらば諸人は仁澤を仰ぎ、教諭所は永續するであらう。而してその金の出し方は、私共御役所へ取上候欠所并過料金銀錢の内から下げるべき處、之は御金藏納のことゝて一應勘定奉行へ相談せねばならぬと考へるが、それでは

當今の時節柄容易に運び兼ねることなるべければ、筑前守御役所掛へ米買占め致候近江屋忠藏御仕置跡欠所銀の内、當地町人共永續御手當として市中へ御貸附相成有之候利銀の内を以て、當分取計ふ可きやと存じます。尤も之は天明八年松平越中守殿御上京の節、先役池田筑後守より伺出で、御許を得てある處分方法に背かぬもので、その先例は別紙で差上げる通りでありますから、「右利銀の内より下ヶ遣し此後教諭所中絶せぬ様厚く世話すべき旨三郎や世話方のものへ申渡したらいかゞでありますか。尤も猶永續方見込が立ちましたら、その節委細取調べ、御勘定奉行へも懸合ひたいと存じて居ります」云々といふ趣意を述べてある。

そして此の事は異議なく所司代牧野備前守の認可を得たと見えて、早くも二十三日には「可爲伺之通候」といふ附札を張つて、兩奉行の處に返送されて來た。兩奉行も即日、「伺之通可仕旨御附札を以被仰渡承知仕候」といふ請書を上り、且つその事を取計う準備をしたやうである。則ちその結果であらうが、同二十八日には、北小路三郎及び大黒屋傳兵衛・蚊帳屋九兵衛・吉野屋徳兵衛・伊勢屋太郎作・近江屋利八・越前屋彌右衛門・丹後屋佐兵衛の七人は奉行所に召され、

其方共儀三郎願の上取建候教諭所之儀地面取開講席其外新規に取建候ニ付、右普請地料諸雜費等多分の入用相掛り、右之内へ有志のものより出金致したれども不足の分は傳兵衛其外のもの他借を以餉置た由にて、殊に此後年々の諸雜費出方も無い趣に相聞ゆるに付、格別の譯を以て

此度右普請入用不足の内え銀三貫目被下、并に年々雜費の内え銀貳拾枚宛下され候間難有奉存、
此上教諭の旨趣永く行はるゝ様厚く心掛候様致せ

といふ褒詞と申渡とを受け三貫目を渡されたのである。仍て此七人はその席で、「如上……の旨被
仰渡則書面銀三貫目今日御下ヶ被成下、銀貳拾枚者年々七月十二月兩度に銀拾枚宛御下ヶ可被成下
旨冥加至極難有仕合奉存、右銀三貫目慥に奉頂戴候。尤被仰渡之趣筆記仕置、同志のもの申合教諭
之旨趣永被行候様心掛厚御憐愍之の趣、違失仕間敷候」云々といふ請書を認めて呈上したことであ
つた。而して此の日には油小路槿木町下ル町樂行舎中總代其他の寄納者も呼び出され、「其方共儀教
諭所取建の普請入用の内え、夫々金銀其外寄附いたし候趣相聞え、志厚く奇特の儀につき一同褒置
く。尤も取次差出した向はその段申通る様致せ」との御賞詞に預り、同時に三郎へは「右の通申渡し
たから其旨存せよ。尤も外にも金銀書物等寄附した者共も同様褒置いたから、今日不呼出の向へは
達方等にて其方より申通る様致せ」と注意を與へられたのである。不呼出の向と云ふのは、表次郎
の手控に所謂「金貳百疋以下並に品物の向」であつて、最初から申通にて御褒置の積にしてあつた。
とにかく之でさしも紛糾してゐた教諭所の取立と補助金下附の一件は片付いたのである。

一八

然しこゝに片付いたといふのは、役所よりの褒詞及び補助金の問題であつて（讀者は如何にそれ

が面倒なものなりしかを知り得たであらう。江戸時代の繁文櫛禮と官尊民卑の風は實にこんなものであつたのである。この事を了解せずして、近世の歴史を論することは出來ない。然しこれで以て建築費の不足高と經常費の支辨法が解決したのではない。前者には少くともまだ銀三貫百六拾四匁八分五厘の不足があり、後者は年々二十三四兩の不足があるわけである。そして之は設立願人たる北小路三郎の責任であるが、然し實際は三郎の背後にある太黒屋傳兵衛以下の世話方の盡力に待たねばならぬものであつた。勿論役所もそのつもりで、従つて前記の支出は單に市民の自發的なる教化事業の保護獎勵といふ意味に於て特別な取扱をしてやつたに過ぎぬのである。だからして茲に當然起る問題は、この銀二貫目餘と年々の二十餘兩を撫出し得る様、更に世話方に於て盡力するといふことであり、それはまた實際補助金下附の願及び之に應じたる平塚興力の好意的盡力と並行して、民間に於て新たに教諭所維持のための基本募集といふ形に於て進行してゐたのである。

然し基本募集といつても、考へて見ると既に新築のために大概の篤志者は一旦寄附をしたあとである。だから重ねてといふのも、思へば言ひにくい話であつたのであらう。然しそのまゝに放つておく譯にも行かぬので、世話方に於ては一計を案じ、今一度篤志者に奮發を願つて、十兩と五兩づゝの出金をして貰うことにして、先づ自分等から十兩づゝ出すことにした。そして初めは三百兩の基金を作ることにし、それを役所に寄託して役所から堅實なる町人に貸附けて貰つて、その利子を毎年七月と十二月に下げて貰ふこと、及び元來町人はその家業に盛衰があるので故に、若し

商賣委靡して立ち行かぬ様になつた節には、出金高のみは返還して貰ふといふことに役所の了解を得て募集に着手した。尤もかかる仕組の案出は世話方より出たのか、或は平塚等役人の慇懃があつたのか多分前者であらうが、然し後者もすぐ賛成したらしい。そして天保十二丑年正月頃から勧誘をはじめたらしく、閏正月には三百兩に達する額の申込を得たので、世話方大黒屋傳兵衛以下七人の名を以て、

奉願口上書

教諭所取建之儀先達而北小路三郎より奉願御聞届の上追々

御上様より厚御沙汰被爲成下候に付、講日毎には諸人出席講釋道話聽聞仕、何の無辨若輩もの迄も行跡等相嗜候志に相成、偏に 御仁澤故の儀を誠以難有奉存候。然る處右ニ付ては、彼是雜費相掛り候得共、差當り其出方も無御座候故、自然右等の處より講釋道話等中絶仕候様相成候ては歎ケ敷奉存候間、何卒永續の世話仕度、有志のもの共申談少々宛金子持寄、當時金三百兩相集候間右を貸附に仕、利金を以て右雜費の助に可仕哉と奉存候得共、大體貸附の儀は辿も私共にては行届不申候に付、恐多御儀に者御座候得共、此上の 御仁惠を以て右金子三百兩月五朱之利足にて 御役所様よりいつ方へ成共御貸附毎年七月十二月に利金御下ヶ被爲成下候は
や、右利金之分は雜費の助に仕、おのづから永續の基にも相成可申と奉存候。乍然町家と申ものは、事に寄盛衰も御座候事故、此度出金仕候ものゝ内萬一子孫に至困窮難澁に迫候ものも御

座候は、其節得と相糾御願可申上候付、御憐愍を以出金丈ヶの分、其ものゝ子孫取續のため御下ヶ被爲成下候儀者相成申間敷哉。則此度出金仕候ものゝ名前書入御高覽此段奉願上候。且又此末金子差加度申出候ものも御座候は、其節猶又御願可申上候付、前書の金子同様に御取扱被爲成下候様是又奉願上候。右願の趣御聞届被爲成候は、如何計難有可奉存候。以上といふ御奉行様宛の願書と之に副へた「此度出金仕候名前書」とを呈出することにしたらしい。而も亦此時のものと思しく、積立金三百兩御願の儀は、世話方罷出可申候得共御聞濟被爲在候は、夫々出金のもの共御部屋先迄成とも、本人計御召出被成下候義相成申間敷哉。右様相成候は、自然人氣宜哉に申居候」といふ「御窺書」をも差出すことにしたらしいのである。

然し前節補助金一件が停頓した様な事情で、此の願書及び御伺書提出は延んだのではなからうか。そして又その間にも、何分三百兩を五朱の利で貸しても、その利子は年十五兩、とても教諭所の永續経常費には足らぬので段々勧誘して、同年五月には四百兩に達せしめ、以て五月二十六日には彌々正式に世話方七人連署を以て奉行に願出づるところがあつたやうである。その文言は前文の三百兩を四百兩と改めただけのものなりしことが、平塚の記せるところにて察知せられる。

さて奉行所では之を受付けて神澤と平塚兩人が吟味の上、書面の金子御役所より御貸附の義は容易ならず候へども、教諭所永續の爲めに銘々出金いたし候段奇特の筋なれば、格別の譯を以て願の通り御聞届け被成候間、勝手次第金子差出す様申渡したが宜いでありませう。尤も金子を差出した

ならば、勘定方掛平野社修覆料銀の振合ひを以て、兩替并錢屋仲間の者え貳百兩宛年五朱の御貸附に取計らひ、七月、十二月利足金拾兩宛都合貳拾兩を取立て下ヶ遣す積りにして、別紙の通り二條（所司代）へ仰上げ置かれたが宜いと思ひますが如何であります。」といふ附紙をして、その所謂別紙と共に此願書を奉行本多筑前守の手許に廻した。別紙といふのは、「心覺」と題したもので、本多筑前守の名を以て、

教諭所永續の爲め有志之者共より、此度持寄金仕候趣にて、右金子御役所より貸附等の儀別紙の通願書差出、右は一ト通難承届筋に御座候得共、町人共に者奇特の筋に有之、右體の義御役所限承届候類例も相見へ候間、格別の譯を以て承届、右金子は兩替并錢屋仲間之者共へ、年五朱の利足に貸渡、年々七月十二月右利足金教諭所世話方の者共へ下ヶ遣し候はゞ、永續の一助にも可相成と奉存候間、此段一應入御内聽置候事

といふ届をする文書をさすので、これによると奉行だけで決裁が出来る事であつたらしい。そして之は二十八日の日附になつてゐるから、正にかの建築補助金を下附し、去年十月以後の寄附者に第二回目の褒詞をした日のことである。自然此の日彼の願書御聞届の趣も世話方に申聞けられたことであらう。

そして又之によつて間もなく世話方は、件の四百兩の現金を持参して奉行所に出頭し、神澤・平塚の兩役人に差出したらしく、「修正舍記錄」に「御證札の寫」として左の如きものを輯めてある。

教諭所世話方へ

教諭所爲永續、此度有志之者より指出し候寄附金四百兩、從

御役所當地兩替并錢屋仲間へ年五朱之利足に而御預ヶに相成、右利全年々七月十二月兩度に取立相達候積、尤寄附人之内子孫及困窮相願候はゞ、糺の上出金之分下ヶ可被遣事

天保十二丑年六月

神澤條之助印
平塚表次郎印

即ち教諭所永續基本積立金はかくして、寄附金にして名目金の如き性質を持つた特殊なものとして存在することになり、而もその利子は年貳拾兩ある故に、役所よりの下附金と合せてほゞ経常費を償ふに足るものとなつて、教諭所の基礎はこゝに固つたのである。然し顧ればこゝまで来るには、此の七面倒な論攻が現實に示してゐるやうに、まことに迂餘曲折を極めたのであり、それだけ又本多奉行、平塚・神澤兩與力と、北小路・大黒屋等中心者の苦辛は並大抵なものではなかつたことがあり／＼と想察し得られる次第である。